



平成 21 年 5 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社 角川グループホールディングス
代表者名 代表取締役社長兼 COO 佐藤 辰男
(コード番号 9 4 7 7 東証第一部)
問合せ先 取締役統括マネジャー 谷口 常雄
(TEL. 0 3 - 3 2 3 8 - 8 7 1 0)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 28 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 21 日開催予定の第 55 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」とします。)が、平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、上場株式が一斉に振替株式に変更されたことから、当社定款における株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行なうものであります。また、変更に係る経過的な措置を定める附則を設けるものであります。

なお、現行定款第 8 条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日の同法律施行日を効力発生日として、定款の定めを廃止する旨の定款変更の決議があったものとみなされております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分が変更箇所です)

現行定款	変更定款案
<u>第 8 条 (株券の発行)</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。	(削除)
<u>第 9 条 (単元株式数および単元未満株券の不発行)</u> 当社の単元株式数は 100 株とする。	第 8 条 (単元株式数) 当社の単元株式数は 100 株とする。

現行定款	変更定款案
<p>② <u>当社は、前条の規定にかかわらず、单元未 満株式に係る株券を発行しない。ただし、株 式取扱規則に定めるところについてはこの 限りでない。</u></p> <p>第 10 条（单元未満株式についての権利） 当社の株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>） は、その有する单元未満株式について、次 に掲げる権利以外の権利を行使することが できない。 （1）～（4） （条文省略）</p> <p>第 11 条～第 12 条 （条文省略）</p> <p>第 13 条（株主名簿管理人） 当社は株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、 取締役会の決議によって定め、これを公告す る。 ③ 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以 下同じ。</u>）、新株予約権原簿および株券喪失登 録簿の作成ならびに備置きその他の株主名 簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に 関する事務は、これを株主名簿管理人に委託 し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第 14 条～第 41 条 （条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>第 9 条（单元未満株式についての権利） 当社の株主は、その有する单元未満株式 について、次に掲げる権利以外の権利を行 使することができない。 （1）～（4） （現行どおり）</p> <p>第 10 条～第 11 条 （現行どおり）</p> <p>第 12 条（株主名簿管理人） 当社は株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、 取締役会の決議によって定め、これを公告す る。 ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の 作成ならびに備置きその他の株主名簿およ び新株予約権原簿に関する事務は、これを株 主名簿管理人に委託し、当社においては取 り扱わない。</p> <p>第 13 条～第 40 条 （現行どおり）</p> <p>附則</p> <p>第 1 条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置 きその他の株券喪失登録簿に関する事務 は、これを株主名簿管理人に委託し、当会 社においては取り扱わない。</u></p> <p>第 2 条 <u>前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで 有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもって前条 および本条を削るものとする。</u></p>

以 上